

名家裁総第 694 号

平成 29 年 4 月 27 日

山 中 理 司 様

名古屋家庭裁判所長 萩 原 秀 純



司法行政文書の開示についての通知書

平成 28 年 3 月 31 日付け（平成 29 年 4 月 3 日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり情報を提供することとしましたので通知します。

記

1 提供する司法行政文書の情報

名古屋家庭裁判所の「平成 29 年度裁判事務の分配、裁判官の配置及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序、開廷の日割、司法行政事務の代理順序並びに各種委員等」（4 月 1 日施行）の別紙第 1 及び別紙第 2（片面で 3 枚）

2 提供の実施方法

写しの交付

（担当）総務課 電話 052-223-0993

(別紙第1)

本庁家事事件事務分配割合表

事務の分配 裁判官	審判事件			調停事件			人事訴訟関係事件			開廷の日割			
	(不在者・相続)財産管理関係事件等※1	後見等関係事件等※2	遺産分割事件等※3	その他の別表第一	遺産分割事件等※3	別表第二	二七七条	その他の調停	雜・共助・再審※4	人事訴訟事件等・再審※5	訴訟提起前証拠収集	保全命令・履行勧告	証拠保全・共助
家事第1部	判事 萩原秀紀							1 /22					月・火 水・木 金
	判事 樋口英明			1 /6		1 /10	1 /6	3 /22	1 /6	3 /23			月・火 水・木 金
	判事 小田靖子			1 /6		2 /10	1 /6	4 /22	1 /6	4 /23	1 /5		月・火 水・木 金
	判事 黒澤圭子			1 /6		2 /10	1 /6	4 /22	1 /6	4 /23	1 /5		月・火 水・木 金
	判事 白崎里奈			1 /6		2 /10	1 /6	4 /22	1 /6	4 /23	1 /5		月・火 水・木 金
	判事 原 啓晋			1 /6		2 /10	1 /6	4 /22	1 /6	4 /23	1 /5		月・火 水・木 金
	判事補 武藤裕一			1 /6		1 /10	1 /6	2 /22	1 /6	4 /23	1 /5		月・火 水・木 金
家事第2部	判事 萩原秀紀	1 /10											月・火 水・木 金
	判事 上杉英司	2 /10	3 /10	2 /8	1 /3		2 /8						月・火 水・木 金
	判事 柳本つとむ	4 /10	3 /10	3 /8	1 /3		3 /8						月・火 水・木 金
	判事 百瀬 梢	4 /10	3 /10	3 /8	1 /3		3 /8						月・火 水・木 金

- ※ 1 「(不在者・相続)財産管理関係事件等」とは、不在者財産管理人選任事件、相続財産管理人選任事件及びこれらに付随する事件(特別縁故者に対する財産分与の申立てを含む。)をいう。
- 2 「後見等関係事件」とは、後見等開始事件、任意後見監督人選任事件、未成年後見人選任事件及びこれらに付隨する事件(後見人等監督事件、後見人等と被後見人等との利益相反行為

を原因とする特別代理人選任事件等)をいう。

- 3 「遺産分割事件等」とは、遺産分割事件、寄与分事件及び遺留分減殺事件及びこれに関連する履行勧告事件をいう。
- 4 「雑・共助・再審」とは、家事事件に関する雑事件、共助事件及び再審事件をいう。
ただし、再審事件の分配方法は、2の(2)のアの(ウ)のとおりとする。
- 5 「人事訴訟事件等」とは、人事訴訟事件及びその他の訴訟事件をいう。

(別紙第2)

本庁少年事件事務分配割合表

裁判官	事務の分配	保 護 事 件						雜・共助事件	開廷の日割		
		一般 ※1		自動車運転 ※1		道交 ※1					
		在宅 ※2 ※3	身柄	在宅 ※3	身柄	在宅 ※3	身柄				
少 年 部	判 事 手嶋政人	1/6	50／100	1/6	45／100	1/6	45／100	50/100	月～金		
	(てん補)判事補 佐々木淑江	3/6		3/6		3/6			火・金		
	判事補 森 優介	2/6	50／100	2/6	55／100	2/6	55／100	50/100	月～金		

※1 「一般」とは、「自動車運転」と「道交」以外の事件をいう。「自動車運転」とは、道路運送車両法違反事件、自動車損害賠償保障法違反事件、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反((無免許)危険運転致死傷、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱、(無免許)過失運転致死傷)事件及び重過失致死傷事件(ただし、自転車事故に限る。)をいう。「道交」とは、道路交通法違反事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件をいう。

※2 一般保護事件の在宅事件については、簡易送致事件を除く。

※3 同時に審判する身柄事件が係属する場合には、身柄事件を担当する裁判官に配てんする。